

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支店に配属され、トラック運転手として勤務していた。

2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、業務終了後の帰宅途中に、請求人が運転する普通乗用自動車（以下「乗用車」という。）が交差点を直進中、右方向から左折してきた軽自動車に衝突され（以下「本件事故」という。）、負傷したという。

請求人は、同日、D診療所に受診し「腰部捻挫、右肩打撲傷、右膝打撲傷」と診断され、翌〇日、E病院に受診し「頸部挫傷、腰背部挫傷、右膝部挫傷、右膝関節炎、右膝内障」と診断され、加療を継続していたが、右膝の痛みが続き、同年〇月〇日、MRI検査の結果、「右膝内側半月板断裂、右大腿骨内顆軟骨損傷」と診断された。

3 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の治療費や休業損害分については、本件事故の相手側の自動車保険から支払を受け、同年〇月〇日以降の療養給付及び休業給付を監督署長に請求したが、監督署長は、「右膝内側半月板断裂、右大腿骨内顆軟骨損傷」については、本件事故との間に相当因果関係を認められず、また、他の傷病については、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）していることを理由に不支給処分をした。

請求人は、この不支給処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、再審査請求をしたが、当審

査会も、平成○年○月○日付けで棄却した（平成26年労第373号。以下「前回裁決」という。）。

4 本件は、請求人が、その後もE病院において、「頸部挫傷、腰背部挫傷、右膝内側半月板断裂」の傷病名にて療養を継続し、平成○年○月○日をもって治癒したとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、頸部挫傷、腰背部挫傷については、平成○年○月○日に治癒したものとして、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）における併合の方法を用いて障害等級準用第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対して審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、①右膝に残存する機能障害等については、後遺障害等級第12級の7と認定されるべきであるが、仮に同機能障害が認められないとしても、神経症状を踏まえれば、後遺障害等級第12級の13（障害等級においては第12級の12）と認定されるべきであること、②頸部・腰部痛については、各々

後遺障害等級12級に相当すること、③上記①及び②を併合し、請求人に残存する後遺障害等級第11級に該当する旨主張しているので、以下に検討する。

(2) まず、請求人の右膝に残存する障害に関しては、その障害の原因とされる「右膝内側半月板断裂、右大腿骨内顆軟骨損傷」について、当審査会は、既に前回裁決において、本件事故との間には相当因果関係は認められない旨判断しており、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、下肢の〇脚変形を認めることや年齢に加えて相応する軟骨変化がみられることから、主因は変形性関節症であり、右膝の症状については、本件事故との因果関係を認めることはできない旨述べている。

この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書（以下「回答書」という。）において、要旨、右大腿骨内顆軟骨損傷は、右膝関節鏡所見及び受傷機転を考えると、運転席で急ブレーキを踏み踵部がロックされた状態での右膝に強い内反力が加わったことによる障害と考えられる旨述べているが、回答書及び同添付の写真等の資料によれば、本件事故は、請求人の乗用車が時速約〇kmで直進していたところ、時速約〇kmで軽自動車が左折進行してきたため、両車両が接触し、請求人の乗用車の右後部バンパー及び軽自動車の右前バンパーが擦れたというものであり、その事故態様は軽微であったといわざるを得ない。さらに、一件記録を精査するも、請求人が急ブレーキをかけたとする事実を確認することはできないことに加え、請求人自身も、本件事故時にブレーキはかけたが、少し押された感覚があったと述べるにとどまっている。

そうすると、本件事故において、G医師が述べるような請求人の右膝に強い内反力が加わったとする事実は認め難く、G医師の意見は、前回裁決の判断を左右するものと認めることはできない。

よって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人が主張する右膝に残存する障害と本件事故との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(3) 次に、頸部から左肩甲骨部間及び腰部についてみると、G医師は、回答書の添付資料において、「(請求人は、平成〇年〇月〇日の) 当院初診日以後、継続して右膝部の痛みを訴えていた。まず、主治医として、脊椎の精査を優先し、腰椎・頸椎のMRI精査を実施。結果は、外傷性変化を認めず、経時的に腰背頸部痛は改善傾向をみた。」と述べており、F医師も、平成〇年〇月〇日付け意

見書において、「受傷機転からみて、頸部、腰部に局所的な神経症状が残ることについては矛盾するものとは考えられない。このため、頸部及び腰部において、局所的な神経症状が残った状況であることを認めるものである。」と述べている。当審査会としても、これらの医学的見解等を精査したが、請求人の頸部から左肩甲骨部間及び腰部については、自覚症状を裏付ける明らかな異常所見ないし他覚的所見が確認できないことから、これらの神経症状については、決定書理由に説示のとおり、いずれも障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(4) 以上から、請求人の右膝に残存する障害については、本件事故との間の相当因果関係を認めることはできず、頸部から左肩甲骨部間及び腰部の障害については、同一系列の障害であることから、併合の方法を用いて障害等級準用第14級と認定するのが妥当である。

したがって、請求人の残存障害は障害等級第14級を超えるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。